

総務省



番号	制度名
総務省	
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
総務02	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
税 目	法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

② 過去の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

③ 僅少・偏りの状況

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

④ 将来の適用数等

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

⑤ 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

⑥ 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（平成 30 年度の法人税）について、製造業 366,027 千円及び旅館業 5,743 千円と算定されているが、減収額の算出方法によれば、それぞれ 367,605 千円及び 5,768 千円となることから、算定に誤りがある。
【総務省の補足説明】	<p>&lt;①について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減収額の算出方法について説明した注釈に誤記があり、平成 30 年度分について、基本税率 23.3%で計算したと記載してしまったが、正しくは 23.2%である。そのため、評価書の注釈を修正した。</li> <li>平成 30 年度の減収見込額について、製造業（366,027 千円）及び旅館業（5,743 千円）の数字は、正しい基本税率（23.2%）で計算した値となっているため、修正は不要である。一方、農林水産物等販売業については、誤った基本税率で計算してしまっていたため、修正した（修正前：816 千円→修正後：813 千円）。また、これに伴い、合計欄も修正した（修正前：372,586 千円→修正後：372,583 千円）。</li> </ul>
【点検結果】	① 評価書の修正により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑦ 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の効果について、平成 27 年度における増加雇用人数 731 人と説明されているが、経済情勢等、他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（過疎地域の雇用の増大を図る）に対する効果の寄与について、平成 23 年度から 26 年度までの情報通信技術利用事業（コールセンター）の適用数は 0 件であり、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。
【総務省の補足説明】	<p>&lt;①について&gt;</p> <p>事業者の設備投資は、さまざまな動機に基づいて行われるものであり、本特例がどの程度、過疎地域における設備投資の後押しになったかについては、本特例の適用事業者に聞き取りを行うほかないと考えている。</p> <p>本特例の効果等についてヒアリングを行ったが、サンプル数が 2 件だけでは、今回の事前評価に活用できる内容とは言い難いため、今回の評価において、平成 27 年度の適用事例に係る事後検証の結果を記載することができなかった。</p> <p>&lt;②について&gt;</p> <p>前回評価時は、「過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする」という達成目標の測定指標として、過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人数」を測定指標としていた。</p> <p>しかし、この測定指標については、前回の点検結果において「経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある」との指摘を受けたところ。</p> <p>したがって、前回の測定指標では、本特例が「過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする」という達成目標にどの程度寄与したかを定量的に説明することは困難であるが、平成 23 年度から 26 年度までの情報通信技術利用事業（コールセンター）の本特例の適用件数がそもそも 0 件であることを鑑みると、少なくとも、コールセンターについては、本特例によって「過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする」という達成目標に直接的には寄与しなかったと言わざるを得ないと考える。</p> <p>なお、達成目標の測定指標について、前回評価の点検結果において前述のような指摘が</p>

<p>あったことを受け、今回の事前評価においては、測定指標を「本特例の適用期間中（平成29年度～30年度）の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数1,530人」に変更し、事後的に適用事業者に本特例がどの程度寄与したかについて調査を行うこととし、達成目標に対する本特例の直接的な寄与度を検証する予定としている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑧ 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（平成29年度及び30年度に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数1,530人）に対する効果の寄与について、平成27年度から30年度までの情報通信技術利用事業（コールセンター）の適用数が推計されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p><b>【総務省の補足説明】</b></p> <p>① コールセンターについては、何年度に何件といった合理的な定量的推計が困難であったため、平成27年度から30年度までの適用件数を「－」と表記している。</p> <p>定量的推計が困難な理由は、過去の過疎対策室の調査等で適用事例が無いため過去の実績から将来推計を把握することが困難であることや、経済センサスの公開データではコールセンターの事業所数及び従業者数が公表されておらず、実際の事業所数から推計することもできないといった事情による。</p> <p>一方「0」と表記せずに「－」と表記したのは、コールセンターは、平成22年の過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）の改正により本特例措置の対象事業として追加され、過疎法に、コールセンターの立地促進を通じて過疎地域の雇用の拡大を図ることを施策の一つとして掲げていること、また、実際に、コールセンターの誘致に取り組む地方公共団体が多く（33道県及び111市町村でコールセンター向け支援制度や助成策を講じている。『コールセンター白書2014』（株式会社リックテレコム）より。なお、この33道県に、東京都、京都府、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県は含まれていない。）、今後、本特例の適用の可能性が考えられるため、適用件数の将来推計を「0」と断定するのは不相当と考えられるからである。特に、平成26年に新たに支援制度等を用意した市町村については、平成26年の過疎法改正により新たに過疎地域として指定されたことが契機となったケースが多いと分析されており（同白書より）、本特例が、市町村におけるコールセンターの誘致活動も後押ししている。</p> <p>なお、平成22年の過疎法改正でコールセンターを追加したのは、100人規模の雇用の確保が図られることや、専門知識など高度な技術を必ずしも必要としない人材の雇用が生まれるなどが期待できると考えられたからである。実際、一般社団法人日本コールセンター協会が平成27年に行ったアンケート調査（2015年度テレマーケティング・アウトソーシング企業実態調査）によれば、コールセンターにおける正社員の人員規模について、「1人～10人」との回答が22%と最も多いものの、「101人～300人」や「51～100人」との回答も、それぞれ20%と18%となっており、コールセンターで比較的大規模な雇用が発生している。</p> <p>このようなことから、コールセンターの適用件数を定量的に推計することは困難であるものの、上記のような地方公共団体の誘致努力と併せて、今後過疎地域において本特例の活用によりコールセンターに係る設備投資が行われることが期待でき、本特例全体の達成目標（平成29年度及び30年度に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数1,530人）にも寄与すると考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p><b>【総務省の補足説明】</b></p> <p>① 点検項目⑦の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p><b>【総務省の補足説明】</b></p> <p>① 点検項目⑥及び⑧の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

（注）【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>法人又は個人が、平成 29 年3月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を、対象事業に農林水産物等販売業を加えた上で、2年間延長する。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> <li>・旅館業…建物及び附属設備</li> <li>・情報通信技術利用事業(コールセンター) …機械及び装置、建物及び附属設備</li> <li>・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備</li> </ul> <p>○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100</p> <p>○延長:2年間</p> <p>《関係条項》</p> <p>過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 28 年8月      分析対象期間:平成 23 年度～30 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近 14 年)</p> <p>平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成 17 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 19 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 21 年度:適用期限の1年延長</p> <p>平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p> <p>平成 23 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 25 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 27 年度:適用期限の2年延長</p>
7	適用又は延長期間	2年間

8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和 45 年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。</p> <p>過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域自立促進特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」</p> <p>○第3条</p> <p>「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」</p> <p>○第4条</p> <p>「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」</p> <p>○第 30 条</p> <p>「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)】</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の実現</p> <p>2. 成長戦略の加速等</p> <p>(4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援</p>
---	------	--

	③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24 年6月策定、28 年3月改正)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなり、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。  ○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数  ○目標値：本特例の適用期間中(平成 29 年度～30 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 1,530 人 (根拠)9③の本特例の効果の見込みに基づく。  ※ なお、本特例がどの程度雇用の増大に寄与したかを確認するため、本特例措置の期間(2年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例を活用した事業者に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。 ・設備投資の目的。 ・本特例措置が、設備投資を行うきっかけ(動機)となったか。また、雇用を増加させるきっかけ(動機)となったか。 ・課税を繰り延べたことにより経営上、どのような効果があったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例の対象事業に農林水産物等販売業を追加することにより、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができると考える。 本特例の政策目的は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。 なお、本特例の効果は、上記のとおりフォローアップ調査で確認をする。

9 有効性等	① 適用数等	【適用件数】					
		適用件数(件)					
		製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	
		平成 23 年度	98	4	0	—	102
		平成 24 年度	72	4	0	—	76
		平成 25 年度	71	4	0	—	75
		平成 26 年度	71	1	0	—	72
		平成 27 年度	71	3	—	—	74
		平成 28 年度	71	3	—	—	74
		平成 29 年度	71	2	—	4	77
		平成 30 年度	71	3	—	4	78
		【適用額】					
		適用額(特別償却限度額)(千円)					
		製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	
		平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401
		平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988
		平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838
		平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168
		平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993
		平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996
		平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	35,040	1,689,424
		平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	35,040	1,637,497
		※下線を付した年度は推計値を記入している。					
		○実績の計上根拠について					
		件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。					
		○推計値の算出方法					
		・平成 27 年度：平成 24 年度～26 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。)					
		・平成 28 年度：平成 25 年度～27 年度(見込み)の3年平均。					
		・平成 29 年度：平成 26 年度～28 年度(見込み)の3年平均。					
		・平成 30 年度：平成 27 年度(見込み)～29 年度(見込み)の3年平均。					
		※ ただし、農林水産物等販売業については、過疎対策室が、農林水産物等販売事業者を対象に平成 26 年度に実施したアンケート調査結果に基づき、算出した。					
		このアンケート調査の結果、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間に 2,000 万円超の設備投資を行った事業者は、回答事業者 151 社中、39 社であった。これより、件数については、1 年間に4件(39÷10≒4)と推計した。					
		適用額については、上記アンケート調査の結果より、2,000 万円超の設備投資が行われた案件における、1 件あたりの平均取得価額は、機械及び装置が 4,960 万円、建物及び附属設備が 6,333 万円であった。					

これに、それぞれの特別償却率(機械及び装置 10/100、建物及び附属設備 6/100)を乗じ、1件あたりの特別償却限度額を、  
 $(4,960 \text{ 万円} \times 10/100) + (6,333 \text{ 万円} \times 6/100) \approx 876 \text{ 万円}$   
 と算出し、上記の方法で推計した1年間の適用件数を乗じて  
 $(876 \text{ 万円} \times 4 \text{ 件} = 3,504 \text{ 万円})$ と算出した。

○想定外に僅少であるか否かについて  
 前回評価(平成 26 年 8 月)においては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の結果を使用せず、過疎対策室が市町村に照会した結果を計上していた。当時の調査方法では、国税の情報は通常は了知できない市町村にとって、見込みにより回答せざるを得ない場合が多かったため、過大に計上されてしまったものである。

○特例の対象の偏在性について  
 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)によれば、別紙のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。  
 また、前述のとおり、過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 55 市町村であり、都道府県で見ると 24 道県にまたがっており、地域的にも偏りはしない。

②: 減収額

	減収額 (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成 23 年度	716,230	9,589	0	—	725,820
平成 24 年度	580,204	8,332	0	—	588,537
平成 25 年度	227,565	8,267	0	—	235,834
平成 26 年度	457,631	3,960	0	—	461,593
平成 27 年度	395,334	6,423	—	—	401,757
平成 28 年度	338,611	5,836	—	—	344,447
平成 29 年度	381,873	5,253	—	8,199	395,325
平成 30 年度	366,027	5,743	—	8,129	379,899

※下線を付した年度は推計値を記入している。

○実績の計上根拠について  
 件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○減収額の算出方法  
 前述の 9①の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成 23 年度: 30%、平成 24 年度~26 年度: 25.5%、平成 27 年度: 23.9%、平成 28 年度~29 年度: 23.4%、平成 30 年度: 23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

③: 効果・税収減は認効果

《効果》  
 過疎地域における設備投資が促されることにより、過疎地域における雇用の増大が図られる。

過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(この調査は、主に平成 27 年度初頭の固定資産税に係る事務の中で市町村が知り得た本特例の適用事例を尋ねたものである。以下「27 年度過疎対策室調査」という。増加雇用人数は、平成 26 年度に本特例の適用が確認された設備投資に係る人数である)。  
 ただし、この調査では、本特例の適用が設備投資のインセンティブになったか否かについてはアンケートしていないため、本特例がどの程度寄与したかについて、定量的に把握することはできない。そのため、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていく予定である。

○効果の推計  
 本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数  
 ・平成 27 年度: 731 人  
 ・平成 28 年度: 731 人  
 ・平成 29 年度: 760 人  
 ・平成 30 年度: 770 人  
 ※ 本特例が設備投資にどの程度寄与したかについては、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていくこととする。

(推計方法)  
 ・ 27 年度過疎対策室調査では、平成 26 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 72、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(適用件数 72 に対して、増加雇用人数 711 人)。この適用件数に対する増加雇用人数の比率を、9①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。

○租税特別措置が延長されなかった場合の影響  
 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、上記のような、過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。

○前回評価時から目標を変更している理由  
 前回評価(平成 26 年 8 月)では、「過疎地域における工場立地件数及び雇用増加人員」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(平成 26 年 10 月)において、「本特例の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては目標値や測定指標を 8③のとおり設定した。

《税収減を是認するような効果の有無》  
 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前



(別紙)適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から  
 (平成27年第189国会提出及び平成28年第190回国会提出)  
 過疎地域における工業用機械等の特別償却

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	適用額(千円)	件数	適用額(千円)	件数	適用額(千円)	件数	適用額(千円)
	合計		合計		合計		合計	
農林水産業	0	0	1	4,884	1	8,055	0	0
鉱業	1	18,172	0	0	0	0	2	44,928
建設業	9	0	0	0	3	18,287	4	58,871
製造業	93	2,348,029	67	2,055,125	55	726,744	48	669,981
食品製造業	13	545,345	8	272,583	15	179,656	7	192,358
繊維工業	4	12,561	2	5,585	1	8,133	0	0
木材、木製品製造業	1	3,313	3	12,609	5	93,904	3	35,761
家具、装備品製造業	2	14,390	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	1	362	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	2	3,039
化学工業	5	205,914	2	43,852	2	12,253	0	0
石油製品製造業	2	15,979	1	199	0	0	0	0
石灰製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	0	0	1	22,858	1	13,421	2	19,392
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	1	7,291	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	38,915	1	960,000	3	75,753	2	35,566
鉄鋼業	3	70,427	3	108,865	1	40,432	1	20,839
非鉄金属製造業	3	45,851	1	3,039	0	0	0	0
金属製品製造業	16	74,372	13	64,141	5	59,728	12	84,243
機械製造業	10	540,135	6	124,639	6	106,991	7	175,041
産業用電気機械器具製造業	5	132,996	5	27,987	3	25,412	4	28,537
民生用電気機械器具電球製造業	3	97,434	2	31,964	2	20,309	1	1,305
通信機械器具製造業	4	148,547	1	6,955	1	521	1	4,665
輸送用機械器具製造業	12	158,621	11	215,791	4	46,573	5	59,809
理化学機械器具等製造業	1	39,674	2	41,998	2	30,315	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	2,279	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	6	157,541	5	112,048	1	3,401	1	9,419
卸売業	2	9,284	3	134,963	1	12,798	6	305,574
小売業	2	11,949	1	80,338	2	7,292	2	6,103
料理飲食旅館業	4	31,962	4	32,674	4	32,421	1	15,531
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	3	54,496	3	583,955
運輸通信公益事業	0	0	0	0	1	4,795	2	103,943
サービス業	0	0	0	0	4	59,396	3	12,812
その他	0	0	0	0	1	549	1	8,465
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	102	2,419,399	76	2,307,986	75	924,838	72	1,810,168

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。  
 ※ 四捨五入の関係で、評価書中の適用額と合計が一致しない場合がある。

		<p>述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p> <p>なお、本特例は、実際に地域の雇用にとって重要な業種で活用されている。27年度過疎対策調査において、平成26年度に本特例の適用が確認された法人事業所は72であり、そのうち、77.8%にあたる56の事業所が、その市町村における当該業種に係る雇用者割合が全国平均以上の業種(基盤産業)の事業所であった。ある地域の基盤産業と非基盤産業の従業者数は比例するとされており(出典:総務省統計局ホームページ「地域の産業・雇用創造チャート」(「地域産業構造の見方、捉え方」))、本特例により雇用の増加を図ることで、地域全体の雇用増加につながると考えられる。</p>
10	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、企業等の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年8月【H26 総務02】

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
税 目	法人税
区 分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の目標（過疎地域における雇用人数の増加）から新たな達成目標（過疎地域における本特例を活用した企業立地件数の増加）へ変更する適切な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 政策目的（過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図る）に対する達成目標の寄与について、「過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる」と説明されているが、平成 29 年度から 31 年度までの間に本特例を活用した企業立地が 3 件以上という達成目標の達成によって政策目的が実現されることが明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>&lt;①について&gt;</p> <p>前回評価時（平成 25 年 8 月）では、「過疎地域における「雇用増加人数」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（平成 25 年 10 月）において、「本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができより適切な測定指標を設定する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては、測定指標を「過疎地域における本特例を活用した企業立地件数」へと変更した。新しい測定指標をこのような内容にしたのは、本特例の根拠となる過疎地域自立促進特別措置法第 29 条の趣旨が「過疎地域における産業の振興を図るため」とされているためである（『逐条解説 過疎地域自立促進特別措置法』ぎょうせい）。</p> <p>&lt;②について&gt;</p> <p>過疎地域の市町村にとっては、たとえ立地件数が 1 件であっても、当該地域に企業が立地することにより、一般的には、地域内における就業場所の創出や、当該企業と地元企業との間の取引の発生、当該企業の従業員を相手とする各種サービス業の売り上げ増加など、さまざまな効果が期待できる。逆に、企業立地があっても産業の振興につながらないと断定することの方が困難である。</p> <p>「平成 29 年度から 31 年度までの間に本特例を活用した企業立地が 3 件以上」という目標件数は全国的な目標数値であり、企業立地のあったそれぞれの市町村においては、前述のような「過疎地域における産業の振興」という政策目的にかなう効果が発生すると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数（法人税）3 件（平成 26 年度）は、10 件未満であるにもかかわらず、想定外に僅少でないことについて説明されていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 本特例の実績については、平成 25 年度以前の数値については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においても適用件数がわからなかったものであり、最新の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において初めて、平成 26 年度の適用実績として 3 件という数値が判明したものである。</p> <p>平成 25 年度までは、市町村に対するアンケート調査により適用実績の把握を試みていたが、市町村が把握できる範囲においては、近年、本特例の適用事例は確認できていなかった。そのため、今回明らかになった平成 26 年度の適用実績 3 件という結果が、想定外の結果であるとは考えていない。</p> <p>適用事例が僅少である理由については、今後精査していくつもりである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成 26 年度の法人税）について、119,620 千円と算定されているが、実績の計上根拠によれば、191,620 千円となることから、算定に誤りがある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>&lt;①について&gt;</p> <p>評価書に誤記があったため、御指摘のとおり、「191,620 千円」へと修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 評価書の修正等により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果について、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られると説明されているが、定量的に把握されておらず、その適切な理由も明らかにされ</p>
---

ていない。
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 本特例は、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的としており、「就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られる」というのは、産業の振興の具体的な事例を列挙したものである。今回の事前評価において、このような定性的な記述となっている理由は、次のとおりである。</p> <p>本特例は、適用に当たって主務官庁の許認可等は必要ないため、総務省において、直接、具体的にどの事業者が本特例の適用を受けたのかを把握することはできない。また、過疎対策室では、平成26年度まで、市町村に対し、本特例の適用実績の把握状況を照会していたが、市町村では国税の特例の適用実績を了知することはできないため、十分な把握ができなかった。</p> <p>そのため、平成27年度には、市町村に対する調査方法を変更し、本特例の適用にあたって事業者が税務署に申告することになっている証明書類（本特例の対象資産が過疎地域内に所在することを市町村長が証明する書類）の発行実績を尋ねることとした。</p> <p>その結果、平成26年度中に全国で3件の証明書発行実績があることが判明したため、証明書の交付を受けた事業者に対し、実際に本特例措置を適用したか、また適用した結果どのような効果があったかを尋ねようとしたが、いずれも証明書を受領したに留まり実際には本特例の適用がなかった等の事情により、実際に本特例を適用した企業にコンタクトを取ることができなかった。</p> <p>このような理由により、本特例の直接的な効果について、定量的に把握することができなかったものである。</p> <p>本特例の効果については、事前評価書に記載のとおり、適用事業者に対して事後的にアンケートを行うことを予定しており、適用事業者の把握方法について改善を図りながら、本特例の効果について、定量的な分析ができるよう、引き続きフォローアップを行っていくこととしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## ⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られると説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑦の補足説明で記述した事情により、過去の効果について、本租特による産業の振興の効果について、定量的に把握することができなかったものである。そのため、将来的な効果についても、定性的な記述とせざるを得なかった。</p> <p>本特例の効果については、前述のとおり、適用事業者に対して事後的にアンケートを行うことを予定しており、適用事業者の把握方法について改善を図りながら、本特例の効果について、定量的な分析ができるよう、引き続きフォローアップを行っていくこととしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## ⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑤及び⑦の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>

## 【点検結果】

- ① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## ⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【総務省の補足説明】</p> <p>① 点検項目⑧の補足説明により、課題は解消されたと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目③、⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【総務省の補足説明】欄には、総務省から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) 【新規・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度(個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで)に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合、当該譲渡に係る譲渡益の一部について課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80% 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 租税特別措置法第37条、第65条の7、第68条の78
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法(以下「過疎法」という)施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長 平成26年度:適用期限の3年延長
7	適用又は延長期間	3年間
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は過疎地域内に企業を誘致し、過疎地域における産業の振興を図ることを政策目的とする。

		《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」 ○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」 ○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」 ○第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」  【「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援 ③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
②	政策体系における政策目的の位置付け	平成29年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24年6月策定、28年3月改正)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることになっており、本特例により、条件の不利な過疎地域への企業誘致等を図る。

			<p>○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した企業立地件数</p> <p>○目標値： 平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上。 ・根拠：9①の本特例の適用件数の将来推計に基づく。</p> <p>なお、本特例措置の期間(3年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用した事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した資産及び場所、譲渡した資産及び場所。</li> <li>・譲渡価額及び取得価額</li> <li>・本特例措置が、資産の買換えを行うきっかけ(動機)となったか。</li> <li>・今後も本特例措置を活用したいかなど。</li> </ul> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 過疎地域において事業用資産を取得し、事業の用に供すれば、過疎地域において企業活動が行われ、産業の振興につながる。</p>																											
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用件数・適用額(平成 24 年度～平成 31 年度)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>適用額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 24 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度(実績)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度(実績)</td> <td>3</td> <td>751,453</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度(推計)</td> <td>1</td> <td>250,484</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:下線を付した年度は推計値を記入している。 ※2:適用額は本特例による損金算入額である。</p> <p>○実績の計上根拠について 件数の実績は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 28 年第 190 国会提出)」による。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの件数を特定できないことから、「—」としている。</p> <p>○推計値の根拠について ・本特例を適用しようとする事業者は、買換えた資産が過疎地域の市町村内にあることを当該市町村長が証明する書類が必要である。平成 27 年度に過疎対策室でこの証明書の発行実績調査を行ったところ、3 件の発行実績があった。これは、あくまで市町村に対して行った証明書の発行実績調査であるため、上記の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づく本特例の適用実績とは異なるが、本特例に対するニーズがあることが推察できるため、毎年度少なくとも1件ずつの特例適用を見込んでいる。 ・適用額の推計については、平成 26 年度の適用件数3件における適用額(751,453 千円)から算出した1件あたりの平均額を計上した。</p>		件数	適用額(千円)	平成 24 年度(実績)	—	—	平成 25 年度(実績)	—	—	平成 26 年度(実績)	3	751,453	平成 27 年度(推計)	1	250,484	平成 28 年度(推計)	1	250,484	平成 29 年度(推計)	1	250,484	平成 30 年度(推計)	1	250,484	平成 31 年度(推計)	1	250,484
	件数	適用額(千円)																												
平成 24 年度(実績)	—	—																												
平成 25 年度(実績)	—	—																												
平成 26 年度(実績)	3	751,453																												
平成 27 年度(推計)	1	250,484																												
平成 28 年度(推計)	1	250,484																												
平成 29 年度(推計)	1	250,484																												
平成 30 年度(推計)	1	250,484																												
平成 31 年度(推計)	1	250,484																												

			<p>・平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p> <p>○特例の対象の偏在性について 本特例措置は、過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合に課税の特例を認めるものであり、特定の業種を対象としているものではない。 また、実態においても、前述の過疎対策室調査により回答のあった3件は、製造業(非鉄金属工業)、電気事業者、農業関係事業者であり、特定の業種に偏ってニーズがあるわけではない。</p>
		② 減収額	<p>平成 24 年度(実績) — 平成 25 年度(実績) — 平成 26 年度(実績) 191,620 千円 平成 27 年度(推計) 63,873 千円 平成 28 年度(推計) 63,873 千円 平成 29 年度(推計) 63,873 千円 平成 30 年度(推計) 63,873 千円 平成 31 年度(推計) 63,873 千円</p> <p>○実績の計上根拠について 平成 26 年度の減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)に基づく適用額に、基本税率 25.5% を乗じて算出した。 平成 25 年度以前については、同調査報告書においては、本特例と別の特例を合算した数値が計上されていたため、本特例のみの減収額を算出できないことから、「—」している。</p> <p>○推計値の根拠について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 28 年第 190 国会提出)による平成 26 年度の適用件数(3件)から、1件あたりの平均減収額 63,873 千円を算出し、前述のとおり、毎年度少なくとも1件は適用が見込まれることから、この平均減収額を各年度に計上している。 平成 27 年度については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値が発表されていないため、推計としている。</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 過疎地域における企業立地等が促進されることにより、過疎地域における就業機会の維持・拡大、施設の増設等が図られ、過疎地域における産業の振興につながるものである。 なお、8③記載のとおり、平成 29 年度から平成 31 年度までの間に3件以上を目標としており、平成 32 年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p> <p>○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域の置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業等に対する税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、企業等が進出候補地を決定する際の要件を失うことになる。</p>

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、産業の振興が重要な課題となっている。過疎地域に企業が立地することで過疎地域における産業の振興につながるという社会的意義があることから、減収を是認する効果があると言える。</p> <p>なお、8③記載のとおり、平成29年度から平成31年度までの間に3件以上を目標としており、平成32年度以降、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。また、課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が促進され、産業の振興という政策目的において効果が見込まれる。補助金の場合、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月【H25 総務 02】